

## 高崎市職員採用募集案内（第二期募集）

- ・ 児童心理司スーパーバイザー
- ・ 児童福祉司スーパーバイザー
- ・ 児童心理司
- ・ 児童福祉司

令和4年10月14日  
福祉部児童相談所準備室

### 「行動する児童相談所にふさわしい行動力のある人材を募集します」

高崎市では、児童の権利と生命を守るため児童相談所の開設準備を進めています。従来の児童相談所の概念にとらわれず、行動する児童相談所として機能させることを目指し、必要な対応を躊躇することなく迅速に行い、子どもの命を全力で守る気概と行動力のある方のご応募をお待ちしております。

◎申込期間 第二期募集 令和4年11月1日～令和4年12月5日

◎採用時期 応相談（令和5年4月1日予定、採用の日から6箇月間は条件付採用）

◎試験区分・採用予定人員・職務内容

試験区分・ 採用予定人員	職務の級	職務内容
児童福祉司 スーパーバイザー 若干名 ※実務経験者	係長級	児童相談所における児童の相談対応及び支援、指導等 ※児童相談所開設前は、こども救援センターでの実務、児童相談所設置準備を担当します。 児童相談所開設後は、案件毎に編成されるチームの適切な役割を担っていただきます。
児童心理司 スーパーバイザー 若干名 ※実務経験者	係長級	児童相談所における児童の相談対応及び心理判定の実施等 ※児童相談所開設前は、児童相談所設置準備及びこども救援センターでの実務を担当します。 児童相談所開設後は、案件毎に編成されるチームの適切な役割を担っていただきます。
児童福祉司 若干名 ※実務経験者尚可	一般職	児童相談所における児童の相談対応及び支援、指導等 ※児童相談所開設前は、こども救援センターでの実務、児童相談所設置準備を担当します。
児童心理司 若干名 ※実務経験者尚可	一般職	児童相談所における児童の相談対応及び心理判定の実施等 ※児童相談所開設前は、児童相談所設置準備及びこども救援センターでの実務を担当します。

◎試験方法 書類審査・面接試験

(1) 第一次選考

選考方法	書類選考（申込書及びエントリーシートにより、締切り後1箇月以内に書類選考を行います。）
------	---------------------------------------------

※合否に関わらず、申込者全員に結果通知を郵送します。

(2) 第二次選考

第一次選考合格者を対象に実施します。

選考方法	面接（書類選考後1箇月以内に面接試験）
場 所	高崎市役所

※詳細は、第一次選考（書類選考）合格通知に併せてお知らせします。

(3) 採用候補者発表

第一次選考及び第二次選考の結果を総合的に判断し、採用候補者を決定します。

◎受験資格

職名	受験資格
児童福祉司 スーパー バイザー (係長級)	昭和38年4月2日以降に生まれた人で、次の①から④までの要件を全て満たす人 ① 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第3項に規定する児童福祉司の任用資格を有する人 ② 社会福祉士、公認心理師、または精神保健福祉士のいずれかの資格を有する人 ③ 児童相談所で児童福祉司としての勤務した経験が概ね10年間以上ある人 ④ 地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない人
児童心理司 スーパー バイザー (係長級)	昭和38年4月2日以降に生まれた人で、次の①から④までの要件を全て満たす人 ① 臨床心理士、臨床発達心理士、または公認心理師のいずれかの資格を有する人 ② 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程（教育学部、社会学部の心理学専攻等）を修め、卒業した人 ③ 児童心理司としての勤務した経験が概ね10年間以上ある人 ④ 地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない人
児童福祉司 (一般)	昭和38年4月2日以降に生まれた人で、次の①から③までの要件を全て満たす人 ① 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第3項に規定する児童福祉司の任用資格を有する人（令和5年3月までに取得見込みの人を含む） ② 社会福祉士、公認心理師、または精神保健福祉士のいずれかの資格を有する人（令和5年3月までに取得見込みの人を含む） ③ 地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない人
児童心理司 (一般)	昭和38年4月2日以降に生まれた人で、次の①から②までの要件を全て満たす人 ① 臨床心理士、臨床発達心理士、または公認心理師のいずれかの資格を有する人（令和5年3月までに取得見込みの人を含む） ② 地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない人

地方公務員法第16条（欠格条項）

- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※選考による採用試験合格後に受験資格に定められた免許または資格を取得できないこととなった場合には採用される資格を失います。

◎勤務場所 高崎市役所及び（仮称）高崎市児童相談所（令和7年度開設予定）

◎勤務条件（令和4年6月1日現在）

	職種	役職	給料月額例	
給料	児童福祉司 スーパーバイザー	係長級	40歳で経験年数が15年の者が係長級で採用された場合	318,100円
	児童心理司 スーパーバイザー	係長級	50歳で経験年数が20年の者が係長級で採用された場合	351,100円
	児童福祉司	主事級 ～主任級	勤務経験等が無い場合	182,200円
	児童心理司	主事級 ～主任級	30歳で経験年数が8年の場合 35歳で経験年数が13年の場合	240,700円 281,800円
諸手当	通勤手当、地域手当、扶養手当、住居手当などの手当あり 期末・勤勉手当（賞与）は年間4.3月分（採用の年は2.795月分）支給			
社会保険	群馬県市町村職員共済組合に加入			
勤務時間	原則として午前8時30分から午後5時15分まで			
休日	土、日曜日（週休2日制）、祝日、年末年始（12/29～1/3）は原則として休み 年次有給休暇は、1年度につき20日 その他有給休暇として夏季休暇、傷病による病気休暇、結婚したときなどの特別休暇あり			
福利厚生	群馬県市町村職員共済組合や職員の互助組織である職員厚生会において、各種貸付や給付、定期健康診断などの制度あり			

◎申込手続き

提出書類	<p>① 高崎市職員の選考による採用試験申込書、エントリーシート 申込書、エントリーシートに必要事項を記入し、写真1枚（縦4 cm、横3 cm、白黒、カラーでも可、3箇月以内に撮影したもの）を所定の位置に貼ってください。</p> <p>② 返信用封筒1通 第一次選考結果の送付用として使用しますので、長形3号（12 cm×23.5 cm）の封筒の表に、申込者の郵便番号、住所、氏名を記入し、84円切手を貼ってください。また、氏名の後に「様」と記入してください。（「行」、「宛」等は記入しないでください。）</p> <p>なお、封筒に記入する住所は申込書の「現住所」、「連絡先」のいずれかを使用し、申込書の□を■で塗りつぶしてください。</p>
申込方法 (郵送のみ)	<p>必ず、簡易書留で、封筒の表に赤ペン等で「児童相談所採用試験申込」と朱書きして、高崎市役所児童相談所準備室宛に郵送してください。</p> <p>(送付先) 〒370-8501 高崎市高松町 35-1 高崎市役所児童相談所準備室</p>
申込期間	令和4年12月5日まで（消印有効）

◎この試験についての問い合わせは

高崎市福祉部児童相談所準備室

〒370-8501 高崎市高松町35番地1

電話（027）321-1180（直通）

URL <https://www.city.takasaki.gunma.jp/>